

2009年2月23日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
アルファホールディングス株式会社
代表取締役社長 西野直之

第2期期末配当に関するお取扱いについて

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は、2009年2月23日開催の取締役会において、第2期期末配当を実施することを決議し、2009年3月12日より配当金のお支払を開始させていただきますが、当該配当金は『資本剰余金を原資とする配当金』（1株当たり金5円）であることから「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得及びみなし配当」にはあたりませんので、そのお取扱い等についてご案内させていただきます。

なお、裏面のご案内は、今回の『資本剰余金を原資とする配当金』部分についての税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様に必要な税務上のお手続き等を網羅してご説明するものではありませんことをご承知おきください。具体的な税務上のお手続き等につきましては、お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士にご確認くださいませようお願い致します。

また、今回の配当金は、「配当所得」ではありませんので、「配当控除」の対象になりません。確定申告の際はご注意くださいませようお願い申し上げます。

敬具

【本件に関するご照会先】

各株主皆様の取得価額の調整に関する具体的な照会

⇒お取引の証券会社または最寄りの税務署にご相談ください。

税務申告等に関するご照会、ご相談

⇒最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

その他一般的な事項に関するご照会

⇒住友信託銀行 証券代行部 電話 0120-176-417（フリーダイヤル）

受付時間 平日 午前9時～午後5時

今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について (所得税法第24条、第25条等)

- ・ 今回の配当金は、資本剰余金を原資としているため、「資本の払戻し」としての取扱いとなります。(「配当所得及びみなし配当」には該当いたしません。)
- ・ 配当所得に該当する部分の金額がありませんので、所得税等の源泉徴収はございません。また、確定申告における「配当控除」の対象となりません。
- ・ 今回の配当金は、「資本の払戻し」に該当いたしますが、下記(2)の計算式により、「みなし譲渡損益」が発生することになりますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について (租税特別措置法第37条の10)

- ・ 税法の規定により、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされる為、「みなし譲渡損益」が生じます。
- ・ 以下の「① 収入金額とみなされる金額」から「② 取得価額」を控除した金額が譲渡所得等に該当いたします。(みなし配当額は「0円」、純資産減少割合は「0.016」となります。)

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額(「0円」)
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 (「0.016」)
みなし譲渡損益(①-②)	=	①収入金額とみなされる金額	-	②取得価額

具体的な税務上のお取扱い等は、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて (所得税法施行令第114条第1項)

- ・ 税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
- ・ 調整式は以下のとおりとなります。(純資産減少割合は「0.016」となります。)

1株あたりの 新しい取得価額	=	1株あたりの 従前の取得価額	-	(1株あたりの 従前の取得価額 × 純資産減少割合)
-------------------	---	-------------------	---	---------------------------------

- ・ 証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様の調整方法等につきましては、処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。
- ・ 「特定口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合)	0.016

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付起因となった 法人税法第24条第1項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日	2009年3月12日
みなし配当額に相当する金額の1株あたりの金額	1株当たり0円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
資本の払戻しに係る法人税法施行令第23条第1項第3号に 規定する割合	0.016
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	57,750,585円

以上

期末配当に関する Q&A

* 「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」(以下「配当の取扱い資料」といいます。)は、3月11日付で、株主総会招集通知書類一式に同封して送付いたします。

① みなし配当額はいくらか。所得税の源泉徴収が行われないのか。

今回の中間配当金は、資本剰余金を原資としており、みなし配当額は「0円」です。所得税法上の配当所得に該当する部分の金額はございません。

【配当の取扱い資料（1）に記載】

② 確定申告における「配当控除」の対象にはならないのか。

今回の中間配当金所得税法上の「配当所得」には該当しないため、配当控除の対象にはなりません。

【配当の取扱い資料（1）に記載】

③ 非課税ということか。

今回の中間配当金は、「資本の払戻し」ですが、当社株式の一部を譲渡したものと、税務上「みなし譲渡」という取扱いになり、譲渡損益が発生する場合があります。

【配当の取扱い資料（2）に記載】

④ 「みなし譲渡損益」計算上、「収入金額とみなされる金額」はどのように計算するのか。

配当金関係書類に同封しております、「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」の(2)に記載の計算式をご参照ください。詳しい計算方法ならびに具体的な税務上の取扱いについては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

【配当の取扱い資料（2）に記載】

⑤ 「みなし譲渡益」が生じるようだが、確定申告の必要があるのか。

確定申告の要否等については、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

⑥ 取得価額の調整は、どのように行えばよいのか。

配当金関係書類に同封しております、「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」の(3)に記載の計算式をご参照ください。詳しい計算方法等については、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

また、「特定口座」ご利用の株主様につきましては、お取引の証券会社にご相談ください。

【配当の取扱い資料（3）に記載】

以上